

令和3年度短期入所生活介護事業計画

【基本目標】

ショートステイ高原園は、特別養護老人ホーム高原園の空床利用型となります。特養入居している方が一時帰宅や入院等で居室が空いた際にショートステイ枠として利用できるシステムです。今まで同様、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、心身の機能の維持並びに身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

【重要目標】

1. なじみの関係

ユニット型個室の特性を活かし、利用者にとってなじみの関係となるようにご家族や友人、近隣の方たちが気軽に訪問できるようにする。

2. サービス内容(利用にあたり)

利用者及びそのご家族様と契約書の締結に際しては懇切丁寧を旨として、運営規程の概要・従業員の勤務体制その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して分かりやすく説明し同意を得る。

3. サービス開始及び終了

心身の状態により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は、ご家族の心身の状態の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象にサービスを提供するものとする。

利用中の状況については、退所時に、詳しくご家族に引き継げるように手紙(利用状況シート)を手渡して、在宅→施設→在宅について連続して支援する。

各居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

4. サービス提供困難者への支援

サービスを提供することが困難であると認められた場合は、速やかに適切な他の指定居宅介護支援事業者や保健医療機関と連携し次の受け入れ先を紹介して頂けるように連携を図る。

5. 心身の状況等の把握(相談及び援助)

サービス担当者会議等通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境や保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

6. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供及びサービス提供の記録

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すると共に提供

した具体的なサービスの内容等を記録すると共に利用者様及びご家族から申出があった場合は、その文書を直ちに交付する。

7. 短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画の作成

サービスを提供する場合は、短期入所生活介護計画を作成し、利用者の心身の状態が低下しないよう適切に支援する。介護計画作成に際しては、漫然かつ画一的にならないよう配慮をする。

8. 身体拘束の禁止

生命又は身体を保護するため緊急やむ終えない場合を除き、身体的拘束その他、行動を制限する行為を行わない。

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、その内容について、ご家族様に書面にて同意を得る。

9. 健康管理について

健康管理については、特別養護老人ホーム看護職員等により健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。

尚、健康管理に関し、利用状況書に必要な事項を記入し退居時の際、ご家族等に引き継ぐ。

10. レクリエーション・機能訓練等

特別養護老人ホームの行事計画と連動して、心身の状況を勘案し、その心身の状態に合ったレクリエーション及び機能訓練を計画的に実施し、利用者がもっている心身の状態を可能な限り低下させないよう努める。

11. ご家族との連携

ご家族との連携を常に図るとともに、緊急時については速やかに連絡を取り、必要な措置を講ずる。

12. 苦情処理について

苦情については、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつける窓口を設置する。又、苦情が生じた時には、当該苦情の内容等を記録する。

13. その他

この事業計画については、事業の運営開始に伴い、必要に応じて変更・追加を行うものとする。

附則

この事業計画については、令和3年4月1日より施行する。